

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)	
地域名 (地域内農業集落名)	奥所 (高鍋、観音、愛宕)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻中心に露地野菜や畜産を一緒に営む農家がいるものの、高齢化や後継者がいない、農業を継がないケースも増えてきつつある。中山間地域であることから、法面や畦畔周りの草刈り等農地の維持管理に加え獣害被害も発生しており、防護柵等の維持管理対策も必要である。また、肥料や原油等の原材料価格を含め諸経費面での高騰や機械の維持管理等、収益を圧迫してきており、後継者問題も含め10年先を見据えたとき、規模縮小や農業をやめる農家も出てくるのではないかと懸念される。安定した農業経営と新たな担い手の確保や地域資源の維持管理における実施体制の構築を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻中心に露地野菜や繁殖和牛を飼育している農家も数件あるが、水稻作業などにおいては請け負ってくれている人の高齢化も進んでおり、10年後を見据えると地区内の農作業をオペレーターに委託するシステムの構築や集落営農組織による共同化を進めて行く事を検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

奥所地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の農地については原則地域の担い手が優先的に借り受け、効率的な農業経営ができるよう努める。空き農地は極力隣接する者が借り受けることができるよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地については地域で守っていくことを基本とし、円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
検討中

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、被害発生場所等)づくりや、老朽化や破損箇所があれば修繕や補強を実施する。

②、⑨畜産農家と連携し、耕畜連携の取り組みを推進する。

⑦中山間地域等直払制度や多面的機能支払制度を活用し、地域ぐるみで農地の保全管理を実施する。